

## 日南市移住新生活応援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、若年夫婦世帯及び子育て世帯の本市への移住・定住の促進を図るため、予算の範囲内において、本市へ移住した若年夫婦世帯及び子育て世帯に対し、当該引越し等に要した費用について補助金を交付することに関し、日南市補助金等交付規則（平成21年日南市規則第51号）等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 世帯 住居と生計を一にしている者の集合をいう。
- (2) 移住 本市の移住相談窓口に移住相談を行った上で、本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。
- (3) 同居 市内の同一の住所および建物に居住しているものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助事業の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和4年10月1日以降に日南市外の市区町村から本市へ移住した者（本市への転入前5年以上継続して日南市外の市区町村に居住していた者に限る。）であって、申請日が転入後1年以内であること。
- (2) 申請日の属する年度の4月1日時点の満年齢で、本人又はその配偶者のどちらかが45歳未満の者若しくは中学校修了前の子どもを養育し同居している者。
- (3) 所属先企業等の命令ではなく、自己の意思により移住していること。
- (4) 本市に移住後は、地域の自治会活動等へ積極的に参加する意思があること。
- (5) 世帯全員に本市及び移住元自治体での市税等に滞納がないこと。

### (補助金の交付)

第4条 市長は、前条の補助対象者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付は、一の対象世帯につき1回とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、一世帯10万円とし、第3条第2号で定める中学校修了前の子ども一人につき5万円を加算する。ただし、20万円を限度とする。

### (交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書

兼実績報告書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、本市に転入してから1年以内の間に、市長に提出するものとする。

- (1) 本市に転入する前住所地の住民票の除票の写し。ただし、2人以上の世帯にあっては、全ての世帯員のもの。なお、転居歴があり、除票の写しのみで確認できない場合は戸籍の除票の写しにより確認する。
- (2) 市税等に滞納の無いことを証明する書類（本市及び移住元自治体）

（交付決定及び額の確定通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときには、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは補助金交付決定兼確定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を行ったときは、交付決定を受けた者に対して、申請日の翌日から起算して3か月以内又は年度末のいずれか早い期日までに補助金を交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第9条 市長は、日南市移住新生活応援事業の適切な実施等を確保するために必要があると認めるときは、交付決定を受けた者に対し、日南市移住新生活応援事業に関する報告及び立入調査を行うものとする。

（返還請求）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に定める返還要件に該当したときは、当該補助金の交付を受けた者に対し、補助金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認める場合は、この限りではない。

- (1) 申請日から3年以上5年以内に日南市から転出した場合は、受給した補助金の半額
- (2) 次のア又はイに該当した場合は、受給した補助金の全額
  - ア 虚偽の申請等をしたとき
  - イ 申請日から3年未満に日南市から転出したとき

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行し、施行日以降に転入した者に適用する。  
(読替規定)
- 2 令和5年6月30日以前に転入した者については、第3条第2号中「申請日の属する年度の4月1日時点」とあるのは、「申請日の属する年度の年度末(3月31日)時点」と、第6条中「本市に転入してから1年以内」とあるのは、「本市に転入してから1か月以上1年以内」と読み替えるものとする。